

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第6回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成19年11月22日(木) 午前10時 ~ 11時40分
開 催 場 所	市役所 4階 403会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：金井委員、波多野委員、天目石委員、榎本委員、田淵委員、 佐藤委員、乙幡委員、野島委員、坂元委員 欠席者：福島委員
議 題	議題 1 下水道使用料の改定について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 事務局で会長・副会長と報告書(案)のたたき台を作成(保留事項等)し、次回検討委員会までに各委員に報告書(案)をお配りし、内容について検討をいただく。 議題2について： 第5回検討委員会における会議録の承認については、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」第11条の規定により、会議において承認され、確定された。 今後の会議の開催予定について事務局より説明。 第7回目を12月13日(木)午前10時からの開催で承認された。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	式次第 議 題 1 下水道使用料の改定について 2 その他 会 長 それではただ今より、第6回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を開催いたします。 本日の出席委員は8名であります。武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、定足数に達しておりますことを委員の皆様にお知らせいたします。 それでは、議題1「下水道使用料の改定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 事務局 おはようございます。 それでは、本日お配りさせていただきました資料1から資料3につきまして、御説明させていただきます。 まず始めに資料1でございますけど、下水道使用料ランク別の追加及び累進度変更に伴う調定額一覧でございます

		<p>が、こちらにつきましては前回保留になっておりました、下水道使用料のランク別累進度において、101～200^mと201～500^mを5ポイント上げて、501～1,000^mと1,001^m以上を5ポイント下げまして、さらに、現行のランク別に31～50^mを加えた場合の影響額を算出しております。</p> <p>この表につきましては、平成18年度の決算調定額を基に作成させていただいております。</p> <p>調定額見込は、21～50^mを21～30^mと31～50^mに分割させていただいております。</p> <p>次に、101～200^mの累進度を現行の1.22から5ポイント上げて、1.27としまして、同様に201～500^mの累進度を現行の1.18から5ポイント上げて1.23としました。</p> <p>次に、501～1,000^mの累進度を現行の1.35から5ポイント下げまして、1.3としまして、同様に1,001^m以上の累進度を現行の1.27から5ポイント下げまして、1.22として算出しました。その結果、変更前の平成18年度決算額調書で10億5,842万1,314円で、変更後が、10億7,946万2,428円で影響額といたしますと、2,104万1,114円の増額となります。また、下の表は変更前の速算式になっておりまして、変更後を見ていただければ分かると思いますが、101～200^mの単価につきましては151円から157円になっております。同じように201～500^mは193円、501～1,000^mは250円、1,001^m以上は305円ということでそれぞれ変更前より上がっております。</p> <p>続きまして、資料2の下水道使用料を改定した場合の現行単価との比較ということで、モデルケースを作らせていただきまして説明したいと思います。</p> <p>このモデルケースでは、一番上から申し上げますと、始めに5%上げた場合の単価表です。次が、10%上げた場合の単価表になっております。</p> <p>続きまして、2年間で10%上げた場合の単価表でございますが、1年目は5%上げて、2年目は現行の単価から10%上げた表となっております。次に3年間で15%上げた場合の単価表でございますが、この場合は1年目は5%上げて、2年目は現行の単価から10%、3年目は現行の単価から15%上げた単価表となっております。</p>
--	--	---

		<p>続きまして、5年間で15%上げた場合ですが、この場合も1年目は3%、2年目は現行の単価表から6%3年以降同様の比率で計算して5年で現行の単価から15%を上げた単価表となっております。</p> <p>続きまして、資料3の下水道使用料を改定した場合の引上げ額一覧のモデルケースについて説明させていただきますが、これにつきましては、例えば先ほどの引上げ率を基にモデルケースで10、15、25、45、75、150、250、750、1,000^mを使用した場合を設定させていただきますまして、5%、10%、2年間で10%上げた場合、3年間で15%上げた場合、5年間で15%上げた場合の額を税込みで表にさせていただいております。それぞれ改定前と改定後、引上げ額という表になっております。以上で簡単ではございますけど、本日お配りした資料の説明とさせていただきます。以上です。</p>
会 長		<p>ただいま、議題1の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等ございましたらお受けいたします。</p>
委 員		<p>いろいろやっていただいてありがとうございます。資料1のほうで、例の501~1,001^m以降5ポイント下げるということをお願いしたんですが、下げなかった場合はどういうふうになるのでしょうか。</p>
事務局		<p>例えば501~1,000^m、1,001^m以上5ポイント下げなかった場合の影響額を申し上げますと7,408万5,350円、約7,400万円影響がでます。</p>
委 員		<p>と申しますのは、単価が501~1,000^mは単価でいうといくら位ですか。</p>
事務局		<p>現行が240円、これが例えば5ポイント下げないでそのままだと260円。1,001^m以上で304円が330円です。</p>
委 員		<p>調定額の方は260円上がるとどの位になるのか。</p>
事務局		<p>501~1,000^mが上げなかった場合ですが、5,735万7,399円です。ただいまの数字は影響額として申し上げます、調定額は1,001^m以上は調定額が5億8,304万8,385円。それと、501~1,000^mまでが4,585万4,820円です。</p>
委 員		<p>1,000^m以上は何社位あるんですか。</p>
事務局		<p>平成18年度で言いますと310件ということですから、これは延べ件数ですから単純に12で割りますと約25件です。</p>
委 員		<p>25件というのは会社なんですか。</p>
事務局		<p>一番大口が基地関係、次に大口になるのは、食品加工会</p>

	<p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p>社、メッキ会社、同じ食品関係でも麺類製造業関係などが ございます。</p> <p>と申しますのは、要は、1,500 m³以上になるとかなり の負担になるんですよね。例えば資料1の計算でいきま すと。仮にこれが採用された場合に説得ができるんですか ね。現行304円が330円に上がりますと説得力といい ますか先ほど言いましたように会社に体力があるかどうか というどうなるかわかりませんけども。</p> <p>私は、佐藤委員が提言されている全体的に区分ごとの負 担が妥当なのかどうか、非常に重要なところであって、現 在の累進率制度が正しいのかどうか、かなり大きな問題だ と思って。ただ、私どもが6回ないし、7回の議論ででき るのは、回収率ですとか現状望ましい形というのがありま すよね。だいたい100%とか。経費を使用料で負担でき るのが正しいとか、そういうのがメインであって、累進率 の是正の問題というのは問題点を見つけだすこと自体、相 当技術的、専門的な知識なり経験が必要になるということ で5回ないし6回の議論で、はたして一つの考えを出した 場合に、それが関係当事者の意見に対して耐えられるかど うかその辺を危惧しております。</p> <p>かなり専門的な委員会を設けられて長期に議論するとす れば、現行の制度そのものを十分検討してというのもあり 得と思っているんですが。それをちょっと私はこのよう な時間と期間ではなかなか難しいのかなと考えざるを得な いというのが、思いですけれども</p> <p>ごもっともと承知しています。私が申し上げたのは、安 直に5%全員にかかるんですよね。一割も安直に。それで は健全というタイトルは何でしょうかということなるん です。大がかりな累進がいいとかどうかということから始め ますとおっしゃる通りだと思います。ただそれではどうい う形でソフトランニングになるのか、ハードランニングに なるのかの違いで、最初の入口からどうするのかというこ とです。</p> <p>まず、健全化なものですから私は、健全化っていうもの は今の現行のままでは財政は維持できないと。当然ながら 実質負担をあげるべきだという前提で物事を話しているわ けです。ただ、受益者負担の立場からして当然ながら右肩 上がりで上がっていくのが健全だろうという入口から入っ ていますので、こういう形での話を申し上げているんです が、副会長のおっしゃることはごもっともと承知しており ます。場合によっては、別にこういうケースとしては今後</p>
--	-------------------------------	---

		<p>の課題として、一括して御一報いただきたいという点末の課題ということでやってもらってもそれはこだわりません。</p>
会 長		資料2については何か。
委 員		資料2で言いますと例えば、5%上げた場合、10%上げた場合、総額でいくら。18年度ベースにした場合いくらになりますか。
事務局		平成18年度調定額が10億5,800万円ですから単純にそれに5%上がりますと5,200万円位です。調定額が10%になりますとその倍ですから約1億円になると思います。
委 員		ありがとうございました。最終的には1億から1億2,000万から3,000万円の上げが最終的には必要となるのでしょうか。
会 長		一般会計の持ち出しからいくとその位のことを考えておかないと厳しいことになっていきますね。
		今で行くと10%位引上げしておかないとなかなか耐えきれないのではないかと思います。
委 員		意見ではないんですが、実は2か月に1回上水道、下水道の請求書が来るんですよ。一般家庭で見るとあまりいないと思うんですよ。ましてや、上水道が上で下水道が下なんですね。下水道がいくらなんて見る人あまりいないと思うんですよ、正直に申し上げて。ですからこれをPRするのは上げ幅がこうですよというよりも、例えば、何円上げましたの方がいいんでしょうけれども、相当のPRをしてこうですよというふうにしておかないと、市民の皆さんわからないんじゃないでしょうか。請求書がたまたまあったんでまじまじと見たんですけど。
会 長		だいたい総額で見えていますからね。
委 員		ここで一つ提案なんですけれども、先ほど申し上げた第何回ってなっていますので、11月になりますからもうそろそろ。この間も榎本先生がおっしゃってますけれども、この辺で方向づけをある程度やらないと、難しいんじゃないでしょうか。提案です。
会 長		今日の委員会あたりで、例えば上げるとなるとどの程度上げたらいいのか、その辺を検討していきたいと思います。
委 員		市としてはどれ位までの計算をされている。市としての目標というか何%というのは、これ位というのは。
事務局		市といたしましては、前回5年前の検討委員会で検討いただいたという経過がありまして、それらを加味した中で、それらの数値をオーバーするのは市民感情からして若干無

		<p>なるかも知れないんですが、考えを精査していただいて自分の大勢の意見がまとまるようにと発言させていただきたいのですが、現在の下水道使用料が大きな理由の一つは、昭和57年度に40.7%の大幅な引き上げがあってから約13年間ほとんどそのままスライドして、その後に見直しをしたということで相当のブランクがあったために、その影響が現在の状況をもたらしているのかなと思うんですが、従いまして、多くの皆さんが値上げはやむを得ないだろうというそういう前提でお話していますが、いわゆる起債の償還ですかピークを過ぎて順次減額のトレンドになっていくようなことを考えますと、前回の検討委員会で答申されました3年間で概ね15%少なくともそれを下回るのが現在の回答の中で望ましいのかなという思いを持っているわけでございます。</p> <p>従いまして、数値については具体的に4%、5%、6%あると思いますが、2年間で10%、5%。</p> <p>私は、あまり複数年度、3年を超えて毎年度引上げをしていきますと、永久に引上げをするのではないかというそういうイメージになりますよね。ですから、2年なら2年で打ち切ってその効果を一定期間経過した時に検証して、その時点でというようなことも含めて、2年間で概ね5%づつという考えは私が考えるのに現実的な方策の一つではないかと、こういう考えを持っておりますので。</p> <p>今、波多野委員から発言があったんですが、2年間に渡って5%づつ10%ですか。というような提案がありました。他にどなたかありましたら。</p> <p>過去には、今発言があったように40.7%というように大幅な値上げがあったと、現在はそういうわけにはとてもいかないですが。</p> <p>上げるとしたら答申の時期というのは来年の4月とか、平成20年度がスタートする時になるんですか。最近あれもこれも値段が上がってですね、カップラーメンまで値段が上がるって報道ばかりされている時に、下水道料金もかというんですね。結構市民の皆さんに与えるインパクトは5%位ですからといっても次から次へと値上がると、非常に負担感というのが数字以上に市民の皆さん思うんじゃないかと思うんですよ。値上げの時期というかできるだけ市民の皆さんが上げるとして、時期は非常に数字以上に負担がかかる気がするんで、何かいい方法はないか。来年の4月位になるんですか。</p> <p>今回は、最初が10月をスタートにしたんじゃないかと</p>
	委員長	
	委員	
	事務局	

	<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p>	<p>思うんですね。と申しますのは、周知する期間等を加味しますと事務サイドでは、そういうような状態になるかなと思っております。ただ、委員会の答申の中で提示していただければ、それらを参考にしていこうかなと。</p> <p>事務局から申し上げますと、これから答申をいただきまして、内部でどれくらい改正するか決めまして、議会に諮り改正するにあたりまして、若干やっぱり事務サイドとしましても使用料の徴収事務については、東京都に事務委託している関係がありますので、2か月から3か月時間がかかるかなと思います。</p> <p>上げるについて反対の人が多いと思うんですよ。我々も上げてほしくないですよ。当たり前なんで、それを真正面からですね、御批判というのは必ず出るもので、正面から受け止めなければならぬものだと思っています。</p> <p>いつの時期かというのがありましたけど、その時期云々も加味しまして、批判は必ず出ますよ正直申し上げて。それを真正面から受け止めて、財政がこうなんだっていうことをきちんと説明するというのが、一番大事なことなんです。いつの時期によって鎮静化してというそういう考えではですね、これはできないと思うんですよ。ですから、きちっとした考えをもって上げざるを得ないんだっていうことの説明を、要するに例えば、経費のより一層の努力を条件として、こうなっていますよっていうタイトルで、きちっとした対応をしなければいけない。批判は受けなければいけないと思うんですよ。1回は、それを真正面から受け止めなければいけないと思うんですよ。それを時期がこうだったら和らぐんじゃないかと思っていると、ずるずるとなるんじゃないかと思うんです。その辺を事務局はPRした方がよろしいのではないかと。お願いしたいと思っています。私見ですけどそう思っています。</p> <p>先ほど副会長が言われた前回の答申の関係で何年とかありましたけど、今申し上げたように批判を受けたりということになると、段階的に上げるということになると、本当は1年で上げるのが一番いいんでしょうけれど、それではちょっと厳しいとなりますと副会長が言われた、例えば2年というのは私は賛成です。</p> <p>もう一つは、付帯事項で累進の見直しというのを入れてもらえば。それというのも、資料2の10%上げた場合の1,001㎡以上というのは、さっき申し上げた累進度の変更なんかはどうですかということです。330円というのがあってですよ。だいたい似たような数字になるんで</p>
--	--------------------------------	---

		<p>すよ。10%上げた場合の1,001m³以上が334円になりますから1割上がったということですよ。</p> <p>従って累進の見直しというのも大事なことはないかと私は思っているので、付帯事項なり、今後の見直しをお願いしたいなと私は思っているんですが。</p>
会 長		<p>今、佐藤委員と波多野委員については10%上げる。5%づつ2回上げるとい意見が出ているんですが、他にもっと上げないと無理ではないかとかそういう意見等は他にお考えありましたら。</p>
委 員		<p>ちょっとよろしいですか。それと同時に考えなければならぬのは、下水道課長が言われたようにコンピュータ組み換えによるコストがちょっと私たち分からないんで、例えば、2年で10%上げた場合、それに対するもう一つの案としては3年で15%上げた場合のコンピュータのコストが市役所でどう違うのか。そのところが私分からないので、法律の問題なんですけどコストがどう違ってというのは。</p>
事務局		<p>徴収事務につきましては、東京都に事務委託をしております、東京都の方で料金設定をさせてもらって、今までの経費からいきますと1回改定するにあたりまして、700万円位かかるかなと、そのような試算はしているんですけども、東京都の水道局で作っている武蔵村山市だけをもっと効率よくできないかっていうことで私も問い合わせをしたんですが、現行の中ではちょっと難しいかなと、そのような話を前にしたことがあるんですけども。そんな形で従来からいきますと1回改定しますと700万円ということで御理解いただければと。</p>
委 員		<p>1回というのは、10%を5、5で2年で組み替えるのが1回、それとも、1回組み込んでまた翌年5%で組み込んで2回。それともなければ、さっき言ったように3年で5、5、5だと3回になってしまうわけですか。</p>
事務局		<p>今言われるように例えば、2年間で10%5、5と上げた場合には2回になります。その都度ということになります。</p>
委 員		<p>プログラム変更はこの間も伺ったんですが、それ以外に例えば値段を下げる時にかかる費用はありますか。市民の皆さんに告知といっても市報に載せる分にはさしてお金がかからないと思うんですが、それ以外に事務をやったり、いろんな面でかかるというと1回上げるとどの位の経費がかかるんですか。</p>
事務局		<p>改定しますと、そのお知らせということでチラシの配布</p>

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>になりますので、それを検針の際に各家庭に配布する形になりますけれども検針の時に配布する行為がありますので、その分のお金が、また、チラシの印刷と配布するという手数料というんですかその部分がかかります。</p> <p>どの位かかるんですか。やっぱり100万200万単位なんですか。</p> <p>その金額につきましては、15万円位です。メインがプログラムの変更ということで、御理解いただければと思います。</p> <p>配布につきましては、検針する際に基本的には各家庭に配布してもらう、その様な方法を取っています。</p> <p>榎本委員さんの方で、前に5年間で3%づつ上げたらどうかという意見がありましたけども、その辺はどうですか。</p> <p>それは無理です。今、私の個人的な意見で言えば、そのたびに700万円だと業者のためにもうけさせているようなものだから、その辺の批判はやっぱり避けられないと思うんですよ。そうすると、要するに1回で700万円かかるんだから、1回1億円ですか値上げ効果が。5%上げれば5,000万円ですか。5,000万円の中で700万円かかる。その辺のところも値下げ交渉を、やっぱり東京都に任せているんだからいいやと、業者が7,000万円の値上げ効果のうちコストがプログラム代だけで700万円かけるというのは、何やっているのと必ずこの辺の批判も。これは委員会の議事録の中に載るだけで、値上げの5%の中に載らないけれど、説明資料としてどれだけ助かるのということで、一般財政への組み入れをある程度少なくして、財政健全化ということを、建前でやるということであれば、ちょっと高すぎるんじゃないかな。</p> <p>だって、1回組んであるものをまた改定ですから新規にプログラムを組むのが、それは東京都の方にお任せで当市だけがそういうことを言うと言にくいかも知れないけど、その辺のところも重要で、ということは5,000万円の内の14%がプログラム代ということはこれは説明つかないよ。というのが感想だね。7,000万円上げてその他に負担費用として諸経費がかかれば、ちょっとその辺のところを放置しておくのが大変だろうけど課題じゃないかな。</p> <p>もう一つ、5%以上値上げというのは無理じゃないの。消費税の5%というのもかなり今、負担になっているということで、これも公共料金ですから準税金とは言いませんけれども生活必需品で避けられないものですけど、やっぱ</p>
--	--	--

		り5%以上上げるということは、これはやっぱり結構抵抗があると思いますよ。だから、5%というのがせいぜいで前提としてやっぱりプログラムの組み替え費用の値下げに努力するという付帯決議あたりを入れて。
	委員	プログラムは単なる入札ですよ。
	委員	そうかなあ。
	委員	そうですよ。東京都でできないですよ。業者選定後に入札ですよ。ただ、何社が集まればまた何市が集まれば安くなるとは思います。
	事務局	実は、徴収事務自体が東京都にお願いしまして、23市町村あると思うんですけど、多摩下水道使用料徴収事務協議会というのがありまして、先日も会議があったんですが、毎年来年度の徴収事務はこれだけかかりますというのが東京都から説明を受けるんです。
		それで、その協議会を通じまして、ここの部分はもう少し削れるのではないのでしょうか。協議会を通じましてお願いはしております。このプログラムの具体的な変更になりますと各市ばらつきがありまして機会があれば話したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。
	委員	榎本委員がおっしゃった付帯事項として経費の縮減により一層の努力をといるのを中に含めたところで文言が入るかどうかが重要だと思います。
	委員	昔のお代官が税金を取ってうえに納める時に、いわゆる悪代官と同じですよプログラム業者は。それを黙って見逃すというのは、この委員会の使命に反すると思うのであえて悪代官のようなことで批判しているのですが、やっぱりそういうものではないか。プログラム業者は、あまり知らないけれど結構入札制でやればかなりのばらつきがでるから、そういうことも東京都の方に。東京都の石原知事は法人事業税と法人税は東京都がダントツに潤っている。なぜかいとうと法人事業税の本社がほとんど東京に集中しているから。だから石原都知事は東京都庁の首脳部というのは、武蔵村山市のようなお金のない、その自治体に対する配慮というよりも、大ざっぱのような気がしているのです。だから、その辺のところ機会があるごとに一回ではどうせ通らないと思うけれど、ひどいじゃないと言っていて、具体的な経費節減を縮めるという努力の中に具体的にこの数値を入れておいて縮めるということではなければ経費節減といっても人件費はどうしても必要なんですからそれから印刷代だって必要ですから他に縮めようがないです。
	委員	話は戻ってしまいますが、市の方から東京都の方に借金

	<p>事務局</p> <p>委員</p>	<p>の繰上げ償還のために下水道財政健全化計画を出されているという先ほど話がありましたが、仮に20%値上げをする平成20年度10%、平成23年度10%で20%値上げするから繰上償還をたのむというような計画を東京都の方へ出されていると言うことですが、今皆さんの意見で5%、5%で合計10%の値上げということですけど10%の値上げ程度だったら繰上償還というのは、果たして認められることになるのかどうか。東京都の担当者でなければわからないと思うんですが、感覚的にどうなのかということと。もう一点は前回か前々回の資料で年度別経営状況の推移という資料をいただいております。その中に借入金の償還経費というのが平成30年度まででているのですが、仮に東京都が繰上償還を認めてくれたら、この平成30年度までの繰上償還経費は、全部かわってくるというふうに考えていいのでしょうか。償還が認められた場合は、数値が変わってきてしまうということなのか。</p> <p>一点目ですが、その繰上償還を受けるにあたりまして、これだけ改善努力をしますという5年間の計画を出したわけですが、それに基づいてどれだけの改善努力があるかによって繰上償還額も決まってくるので、国の方では全体の予算額も決まっていますので、必ずしも全部が認められるとは限らないんですが、その計画の内容によっても大きく繰上償還額が変わってきます。例えば、計画を出しました。それを計画どおり実施しなかった場合ペナルティーがあるのかという問題があるかと思いますが、その問題につきましては、以前、東京都で行なわれたヒアリングのあとに担当者の方に聞いたところによりますと、具体的なペナルティーは無いのではないかと言うことでした。ただ、本市のように19年度だけが対象になっている市と、市によっては20年度、21年度が対象になる市があるわけですが、このような場合には、例えば1年目は計画どおり進みました。2年目は計画どおり進みませんでした。そうしますと、20年度以降の繰上償還に影響があるのかなと思っております。今のところ具体的なペナルティーというのは聞いておりません。この件につきましては、まだ、はっきりしたことが決まっていないのです。それが各市一番困っているところですが、どの位の額なのか、ペナルティーがあるのか、それによりどのような影響があるのか見えないところがありまして、来年の1月頃にならないと決定しないと言うことです。</p> <p>今、平成19年度の借換とおっしゃったのですが、該当する高い金利で借りているものというのも、武蔵村山市の</p>
--	----------------------	--

		<p>下水道債の中では割合として大きくない。仮に、借換をしたところで何千万円、何億円もその節減に効果があるという借換のメリットはどの位なのでしょう。</p> <p>事務局 確かに繰上償還ですから安い金利で借りて返しますから、例えば、10億円借換債が認められた場合、それが今まで7%の金利であったとしますと、今度は3%借りた場合その利子の差がメリットになるかと思います。</p> <p>委員 それはどの位ですか。</p> <p>事務局 例えば、全部認められたとしますと、1億円から1億2,000万円位になると思います。</p> <p>委員 それは、どこから借りるのですか。議会の承認は得るのでしょうか。</p> <p>事務局 いずれにいたしましても、予算対応をしなければなりませんので議会に諮る必要があります。ですから、今、5億円返す予定で予算を組んでいるとすれば、それに上乗せした額が予算として必要になってきます。</p> <p>委員 今頃、高い金利から安い金利では遅いですよ。はっきり言えば、低金利だと3～4年前からですから、なんでその時にやらなかったのですか。</p> <p>事務局 制度自体が今年度新たに出来たもので、当初は金融公庫の借換債を今年の6月補正をさせていただきまして5億円の増額補正をさせていただきました。それが、国の方の制度が変わりまして繰上償還ということにもなりまして、その配分もはっきりしておりません。そのような状態で見どころのないところがありまして、市といたしますと6月に補正対応しまして、今度来年の3月にも補正対応になるのかなと思っております。</p> <p>会長 早く借換が出来ればいいが出来ない事情があるということですから。</p> <p>委員 極端に言えば回収率にもはね返ってくるのですね。</p> <p>会長 それでは方向性としては、10%値上げをして1年5%ずつ2年間にわたって10%と言うような方向でよろしいでしょうか。あとこの会議も1回ですから報告書の中に要望事項、経費面を取り込んでいければと思っております。何か、ほかの方向性とかがありますでしょうか。</p> <p>委員 私は副委員長の方向性でいいのではないかと考えております。</p> <p>委員 やはり健全化を図るためには上げざるを得ないということで、結果論ですがそれに向かって今まで議論してきたわけですから。</p> <p>委員 私も2年間で10%に賛同します。ただし、それには付</p>
--	--	---

		<p>帯決議として事務経費、コンピュータ作成費用を具体的に 入れて、削減努力を続けるというようなことを主文に明記 して欲しい。ということはそういうことでないと、単純に 議会での議論とかで10%、前回と同じでしようがないな と前回も5、5、5でしたか3年間で15%上がったとい うことで数年後に見直すということで答申したと私の記憶 にあります。そういうことで議会でもこのような事務経 費がかかるということで議員の方にも認識していただい て、それでまた同じような次への公的資金の値上げについ ても、また、コンピュータの経費が幾らかかるというこ とで注意を喚起していく必要があるのではないかと 言うのが私の意見で附帯決議を入れるということ で。</p>
	委員	<p>今後下水道使用料を見直す際には、各ランク間の累進率を 見直ししていくことが必要であると思います。</p>
	委員	<p>極力下げた方がいいと思っていましたが上げる方向で。パ ーセンテージがポイントであり、5%、5%は妥当な額と 思っています。</p>
	委員	<p>値上げはしなければならぬと思う。5%、5%と副会長 からあったが、一気に10%上げてもいいと思います。</p>
	委員	<p>10%でも負担できると思います。市の財政を考えれば納 得できるのでは。</p>
	委員	<p>プログラム組み替えによる費用が700万円、2年で1、 400万円かかるため、一気に10%あげた方が好ましい のでは。市民の方には改定があると周知したうえで、また 2年後にあげるということも周知が必要。議会も納得でき る落とし所が必要。</p>
	会長	<p>ただいま各委員から御意見が出ましたが、事務局で会長・ 副会長と報告書(案)のたたき台を作成し、次回検討委員 会までに各委員に報告書(案)をお送りするようなことで よろしいでしょうか。</p>
	委員	<p>はい。</p>
	会長	<p>それでは、議題2「その他」に入ります。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>それでは、議題2「その他」について説明させていただきます。 その他の第1点目といたしまして、会議録の承認ござい ます。会議録の承認につきましては、「武蔵村山市附属機関 等の会議及び会議録の公開に関する指針」の第11条に規定 されており、会議録は会議において承認を受けて確定するも のとなっております。このことから、すでにお配りござ います第5回会議録につきまして、承認していただきたく、</p>

		<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>第2点目として、今後の会議の開催予定につきまして、調整させていただきたいと思います。</p> <p>次回の第7回検討委員会を12月13日(木)の10時から予定させていただきたいと思います。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま、議題2の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等がございましたら、お受けいたします。</p> <p>質疑等ないようでございますので、第1点目の会議録は承認されたと決定してよろしいでしょうか。</p>
	会 長	<p>はい。</p> <p>それでは、第1点目の会議録は承認されたと決定します。</p> <p>次に、第2点目の次回の会議の開催予定ですが、第7回検討委員会を12月13日(木)の10時からということですが、この日程でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、特にないようですので、次の第7回検討委員会を12月13日(木)に決定したいと思います。</p> <p>これで、第6回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を終了したいと思います。</p>
	委 員 会 長	

会議の公開・ 非公開の別	公 開	傍聴者： _____ 0 人
	一部公開 非 公開	
	一部公開又は非公開とした理由	
	(_____)	

会議録の開示・ 非開示の別	公 開	
	一部開示(根拠法令等：)
	非 開 示(根拠法令等：)

庶務担当課	生活環境部 下水道課 (内線：255)
-------	---------------------

(日本工業規格A列4番)